

包括外部監査の結果に関する報告（概要）

平成20年3月26日

I 包括外部監査人

弁護士 中嶋 恭介

II 監査対象としたテーマ及び対象事業

「道退職者の在籍する団体に対する補助事業」

平成18年度における北海道本庁総務部、環境生活部、保健福祉部、経済部、水産林務部及び北海道教育委員会の再就職団体等に対する補助金等の執行状況を対象とした。

III テーマを選定した理由及び監査の視点

1 テーマを選定した理由

普通地方公共団体は、公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができることとされており、道においても、政策上の理由から公益団体等へ各種補助事業が行われてきたところである。

しかしながら、補助事業は対価性のない無償のものであり、道の財政状況がこれまでにない厳しい状況であることを鑑みると、これまで以上に有効性等につき十分な検討が必要とされることである。

又、特定の公益団体への補助金支出事業は長期化する傾向があり、「前例化」、「既得権化」してしまうおそれがある。特に、道の退職者が再就職している団体に関しては、道との人的関わりが強いことから、そのような傾向が助長されることが懸念されることである。

かかる観点から、再就職者のいる団体等への補助事業をテーマとして選定した。

2 監査の視点

以下の基本的視点の下に監査を行った。

① 補助事業の効果の検証は十分に行われているか。

長期化している事業については、事業効果の検証が不十分であることが懸念されることから、上記を基本的視点としたものである。

② 再就職の過程は適正か、又、再就職を要請する理由はどのようなものか。

透明性確保の観点から、手続が遵守されているか、再就職を要請する理由が具体的に明確化されているかについて監査することとしたものである。

IV 監査の結果

- 1 後記一覧表記載の20の団体に対する再就職の過程及び当該団体に対し道が補助金等を支出している33の事業につき監査を行った。

なお、調査対象となった団体は、いずれも平成18年度における道からの補助金ないしは負担金の金額が500万円以上で、かつ、常勤役職員のうち5割以上を道退職者が占める団体である。

再就職の過程につき14の団体に関し、又、補助事業に関しては30の対象事業に対し、提案事項ないしは改善事項として指摘を行った。

対象団体、対象事業、指摘内容は一覧表に整理したとおりである。

- 2 指摘内容の分類については以下のとおりである。

- (1) 再就職に関する分類

- ① 必要書類未提出

知事部局若しくは教育委員会の「企業等へ再就職する場合の手続き等について」において提出が義務づけられている書類の全て若しくは一部が未提出のもの

- ② 要請理由不十分

提出が義務づけられている書類のひとつである人材紹介要請書の「人材要請理由」の記載内容が不十分なもの

- ③ その他

①及び②以外の事項

- (2) 事業に関する分類

- ① 目的再検討

事業目的が抽象的なため、事業内容が補助対象として適当かの判断が困難、若しくは、適切な効果測定の指標を設定することが困難なもの

- ② 有効性再検討

事業内容が事業目的に適合していない等、有効性に問題があるもの

- ③ 効果測定再検討

効果測定の指標が設けられていない、若しくは、効果測定の指標が設けられてはいるが、当該指標が対象となる事業の効果を測定するものとして適当ではないもの

- ④ 運営費補助

補助対象に団体の運営費が含まれているもの

- ⑤ 現地調査未実施

現地調査等を実施していないもの

- ⑥ 現地調査体制

現地調査等の実施体制が不十分なもの

- ⑦ その他

①乃至⑥以外の事項

(一覧表)

No	団体名	事業名	再就職			事業						その他	
			必要書類未提出	要請理由不十分	その他	目的再検討	有効性再検討	効果測定再検討	運営費補助	現地調査未実施	現地調査体制		その他
1	社団法人北海道私立幼稚園協会	北海道私立幼稚園協会育成事業		○		○							
2	道庁西ビル管理組合	道庁西ビル維持管理負担金 道庁別館西棟広場等管理負担金	○	○								○	
3	社団法人北海道産業廃棄物協会	産業廃棄物適正処理普及啓発事業費補助金		○									
4	財団法人北海道女性協会	男女平等参画社会づくり推進費北海道女性協会補助金		○			②					○	
5	北海道交通安全指導員連絡協議会	交通安全指導促進事業費補助金		○		○			○				○
6	北海道青少年団体連絡協議会	青少年社会参加促進事業費		○		○			②				
7	社団法人北海道衛生団体連合会	衛生活動推進事業(地区衛生組織活動等事業)	○			○			○	○			
8	財団法人北海道肢体不自由児者福祉連合協会	肢体不自由児者福祉推進事業 障害児等自立支援研修事業				○			○	○			
9	社団法人北海道障がい者職親連合会	知的障害者職場適応奉仕員設置事業 知的障害者支援促進事業						○				○	
10	社団法人北海道食品衛生協会	食品衛生強化対策事業						○				○	
11	社団法人北海道身体障害者福祉協会	身体障害者福祉総合推進事業 障害者社会参加推進センター運営事業		○		○			○	○			
12	財団法人北海道生活衛生営業指導センター	生活衛生営業指導事業(道単独事業) 生活衛生営業指導事業(国庫補助事業)						○				○	○
13	財団法人北海道地域医療振興財団	地域医師確保対策事業及び総合医養成支援事業		○				○		○		○	
14	社団法人北海道雇用開発協会	北海道雇用開発協会補助金	○	○					○	○			
15	北海道商店街振興組合連合会	商店街振興対策費補助金	○	○					○	○		○	
16	社団法人北海道水産会	水産業振興対策事業費補助金 北の海のめぐみ食育推進事業費(道産水産物サポーター育成事業) 海外漁場入出域等通報管理事業 漁業就業促進事業費	○	○		○			○			○	
17	社団法人北海道造林協会	林業労働力育成確保推進事業 森林作業員就業条件整備事業 林業担い手確保業務推進事業 森林作業員有給休暇取得促進事業 林業就業促進資金償還免除事業	○	○	○			○				○	○
18	財団法人アイヌ無形文化伝承保存会	文化財保存対策費(アイヌ文化財保存普及活動費補助金)											
19	北海道高等学校体育連盟	学校スポーツ振興事業費(全道高等学校体育大会開催事業) 学校スポーツ振興事業費(全国高等学校総合体育大会派遣)										○	
20	北海道文化財保護協会	社会教育活動促進事業(社会教育活動推進費補助金)		○		○			○			○	

(注)「提案事項」、「改善事項」が複数ある場合については、○数字としてその件数を表す。

V 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

1 再就職者の在籍する団体への補助事業の評価について

- (1) 今回の監査対象の団体の補助事業の多くは効果測定のための指標が定められておらず、或いは指標が適切でなかったりして、効果の検証が不十分なまま、又、終期も不明なまま多年度にわたって実施されている。

効果指標が定められていない主な原因は、事業の目的が漠然としたものであったり、団体の運営ないしは団体の活動そのものを補助対象とする「団体補助」からの実質的な転換ができていないことにあると考えられる。

いずれにしても、このままでは、当該事業が道民の福祉を増進する上で真に必要、有効なものであるか否か、或いは、今日の時代背景に適合しているのか、政策上プライオリティーは高いのかなど、相当性ないしは妥当性の判断も十分に行われぬまま事業が継続されるおそれがある。

ところで、本来、特定の団体の実施する事業への補助金については、支出する側の道の立場からすると、金額がより少ない方にメリットがあり、反対に交付を受ける団体としてはより多額である方にメリットがあり、補助金額の多寡をめぐって、財政上、双方の利害が対立する構造となっている。

道退職者の補助金交付団体への再就職は、このような利害が反する両組織間の移籍であることから、道と団体との関係が不明瞭なものになることが懸念される。

団体に在籍する道退職者の立場を配慮することを意図して、必要性や有効性の乏しい事業に補助金を支出することなど断じてあってはならないことであるし、そもそも、道民にそのような不信や不安を持たれないようにするのが行政に課せられた責務である。

- (2) 道退職者の在籍する特定の団体に対する補助事業については、適切な効果の検証方法が確立されているか、又、終期が定められているかを、全庁的に、早期に調査、確認した上で、なされていないものについては適切な効果測定の方法や終期を定めるなどの適切な措置を講ずる必要があると考える。

又、これらの補助事業についての、必要性、有効性等の判断は、外部の第三者の十分な検討、評価を受けるなどして、客観性、透明性を保つ仕組みを構築する必要があると考える。

2 再就職要綱の運用について

「Ⅱ 監査の結果」にて指摘したとおり、再就職要綱に基づき、団体が再就職者を要請する際の具体的な理由が不明なものが多い。

地方公共団体のように公務員の資格を要求されない特定の団体への再就職者が道退職者に偏っているということは、一般道民の視点に立つと平等性の問題も生ずると思われる。

補助金を受けている団体からの再就職要綱に基づく要請書には、道退職者を必要とする理由を具体的に明記すべく運用し、要請理由を含めて議会に報告するなど、透明性を確保すべきである。